

(別紙1)

地方創生起業支援事業に係る執行団体の業務について

1 業務内容

執行団体は、岩手県地方創生起業支援事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施のため、以下の業務を行う。

なお、(2)、(3)については、効率的・効果的に実施するために必要な場合、民間業者や商工団体等との連携や委託により実施することが可能であるもの。

(1) 起業支援金の執行業務

① 起業支援金の制度周知、公募、問い合わせへの対応

② 申請事業計画の審査

社会的事業に知見を有する者等からなる審査委員会を開催して審査を実施し、支給対象事業者を決定する。なお、審査委員には、実際に起業・事業経営を行った経験を有する者及びデジタル技術に知見を有する者を各1名以上交えるものとする。

③ 起業支援金の支給決定

④ 起業者の事業実態の確認

⑤ 起業支援金の確定検査

⑥ 起業支援金の支払（精算払い）

⑦ 支給対象事業の事業化状況報告（5年間）

⑧ 支給対象事業者の財産管理の監督

⑨ その他、補助事業の管理に必要な事項への対応

(2) 起業家への伴走支援業務（他団体等への委託による実施も可能）

① 申請事業計画の確認、相談対応（※申請書の作成代行は不可）

② 事業計画相談対応

③ 事業進捗状況の確認

④ 経理処理状況の管理・指導

⑤ 販路開拓等の支援

⑥ 支給対象者相互や起業等をする者及び支援機関等とのネットワーク形成支援（既存のネットワーク・コミュニティとの連携による実施を可とする）

⑦ 地域での事業継続に係る支援

⑧ 支給対象者（過年度含む）や起業等をする者への支援ニーズ調査及び個別支援の実施

⑨ 成果発表会の実施

⑩ 支給対象者（過年度含む）のPR支援

(3) 起業等をする者に対する広報・周知業務

① 公募に係る制度説明会の実施

② 起業等をする者を対象にした経営に関する知識やデジタル技術の習得・活用を目的としたセミナー等の開催

③ SNS等の活用による情報発信

④ 首都圏（県が主催する移住促進イベント等との連携を想定）での情報発信

⑤ 県（いわてスタートアップ推進プラットフォーム等）と連携した情報発信

※ いわてスタートアップ推進プラットフォームについては以下を参照すること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shinjigyoyu/1045518/1069132/index.html>

2 起業支援金の支給規程の策定

執行団体は、起業支援金の支給に当たって、別紙2「起業支援金の支給について」に定めるほか、起業支援金の支給規程を定め、知事の承認を受けなければならない。

支給規程には、以下の事項を定めるものとする。

- ① 支給対象要件の定義
- ② 支給申請
- ③ 支給の申請の審査及び支給決定
- ④ 申請の取下げ
- ⑤ 事業変更の承認等
- ⑥ 支給決定の取消等
- ⑦ 支援金の額の確定及び支援金の支払い
- ⑧ 報告及び調査等
- ⑨ 個人情報保護等の対応
- ⑩ その他必要な事項

3 起業支援金の支給決定手続き

執行団体は、本県における社会的事業の起業及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を促進する観点から、次により支給対象事業を決定しなければならない。

- ① 上記支給規程に基づき、起業から公募期限までに支給申請を受け付ける。
- ② 執行団体が申請書類等の内容による1次審査を行ったのち、外部有識者を含む審査委員会による2次審査を行ったうえで、支給対象事業を決定する。
- ③ 2次審査に当たっては、社会的事業に知見を有する外部有識者を含む審査委員会を設置する。
審査委員会の委員は県の承認を経て決定するものとし、実際に起業・事業経営を行った経験者及びデジタル技術に知見を有する者を各1名以上委員に加えることとする。

4 業務実施スケジュール（想定）

執行団体は、下記想定スケジュールを踏まえ、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と協議の上、業務実施スケジュールを定めるものとする。

時 期	内 容
令和8年4月	起業支援金の公募（※準備が整い次第速やかに）
6月～7月	審査、支給決定
8月頃	起業支援金の追加公募（※決定状況により必要に応じて実施）
令和9年2月	支給対象事業の確定検査、起業支援金の支払い（精算払い）
3月15日	補助事業完了、執行団体に対する確定検査及び額の確定

5 県の指導監督等

- (1) 県は執行団体に対し、本事業の実施に関する指導監督を行う。
- (2) 執行団体は、起業支援金の支給決定に当たり、必要に応じて申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して事前協議を行うものとする。
- (3) 県は執行団体に対し、上記の事前協議の際に、必要に応じて指導・助言を行う。
- (4) 執行団体は、事業の実施に当たり疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、県に対して速やかに報告・相談を行うものとする。
- (5) 県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導・助言を行う。
- (6) 執行団体は、本事業の実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼすような事情が生じたときは、県に対して速やかに報告・協議を行うものとする。

6 個人情報の管理

起業支援金の申請書類等により執行団体が取得した個人情報については、次の利用目的以外に利用してはならない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

- ① 起業支援金の支給決定手続及び支給決定後の伴走支援等のため。
- ② 支給決定後の連絡・資料送付・効果分析等のため。
- ③ 申請者の情報を統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形に加工した上で、統計データとして利用するため。